

長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡京市地域介護・福祉空間整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき地域密着型サービス拠点等の施設を整備する民間事業者等に対し、入所する要介護者等が出来る限り在宅に近い居住空間の中で生活が営めるよう当該施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、整備計画に基づき、市長が選考するものとする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる事業及び対象施設並びに補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額、対象経費及び補助率は、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱及び京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 工程表（施設整備に限る。）
- (3) 工事請負契約書等の写し（建築確認申請中にあつては建築確認申請書の写し）
- (4) 建築確認通知書の写し及び設計図書（施設整備に限る。）
- (5) 土地登記簿謄本（施設整備に限る。）
- (6) 賃貸借契約書等の写し（借地で施設整備の場合に限る。）
- (7) 対象事業者の前年度事業の実績を記した書類（事業報告書、収支決算書等）
- (8) その他関係書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、次

に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承諾を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む）する場合には、市長の承諾を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 先進的事業等の補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具（整備助成事業の補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具）については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間が経過するまで（整備助成事業の場合は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで）、市長の承諾を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承諾を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第5号に準じて速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承諾を受けた場合には、その承諾を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業者が補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者

から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

- (10) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 補助事業者が第1号から第11号により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市に納付させることがある。
- (13) 整備助成事業による補助金で、賃貸借契約している建築物を改修して認知症高齢者グループホーム等を創設する場合は、事業の継続性（利用者への援助の継続性）が十分確保されるものでなければならず、土地・建物ともに長期間にわたる借用が可能であることの契約書及び財産処分が必要となった場合には市長の承認を受けるとともに補助金の返還等の指示に従うことの誓約書を提出すること。（ただし、事業運営主体が社会福祉法人である場合は除く。）
- (14) 補助金をもってスプリンクラー設置を行う既存施設のうち、別法人等が所有者である場合には、賃貸借契約の残り期間が10年以上あること。
- (15) 第4号により付した条件に基づき、市長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長（市町村補助対象事業等に係るものは京都府知事）の承認又は指示を受けるものとする。
- (16) 第5号又は第7号により、補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を地方厚生（支）局又は京都府へ納付することがある。
- (17) 第12号により、補助対象事業者から市へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を地方厚生（支）局又は京都府へ納付することがある。
- (18) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (19) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (20) その他市長が必要と認めること。

（事業の遂行）

第6条 補助事業者は、補助金等の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金等を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第7条 補助事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金事業変更承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金事業変更承認書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第8条 補助事業者は、事業の完了後、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金事業終了報告書(別記様式第5号)に掲げる書類を添付して、10日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助事業が完了した施設の竣工写真又は設備の写真
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(確定通知)

第9条 市長は、前条に規定する事業終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金確定通知書(別記様式第6号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第11条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告にかかる補助事業の成果が補助金等の交付要件等に適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第5条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付取消等)

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金等の交付決定又は確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金等を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金等の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金等の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金等の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(延滞金)

第14条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、長岡京市補助金等交付規則第15条の規定を適用するものとする。

(財産処分の制限等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が定める期間を経過した後はその限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) その他市長の定めるもの

(関係書類の保存)

第16条 補助金の交付を受けた対象事業者は、この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月2日から施行し、平成21年度分から適用する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分から適用する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、改正後の長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付要綱の規定は、平成29年度分から適用する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、改正後の長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付要綱の規定は、令和2年度分から適用する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、改正後の長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付要綱の規定は、令和2年度分から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分から適用する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）長岡京市長

法人所在地

法人名

代表者名

年度長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付申請書

長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金を受けたいので、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

（添付書類）

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 工程表（施設整備に限る。）
- (3) 工事請負契約書の写し（施設整備に限る。）
- (4) 建築確認通知書（建築確認申請書）の写し及び設計図書（施設整備に限る。）
- (5) 土地登記簿謄本（施設整備に限る。）
- (6) 賃貸借契約書の写し（借地で施設整備の場合に限る。）
- (7) 対象事業者の前年度事業の実績を記した書類（事業報告書、収支決算書等）
- (8) その他関係書類

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

年度長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請の長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金については、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付額を決定したので通知します。

記

1 補助事業区分

2 補助見込額 金 円

年 月 日

（あて先）長岡京市長

法人所在地

法人名

代表者名

年度長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金事業変更承認申請書

年 月 日付けで長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金の交付決定を受けました事業計画において変更が生じたので、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業区分

2 申請および決定年月日

申請 年 月 日

決定 年 月 日

3 変更内容

区分		変更前		変更後	
		事業項目	金額	事業項目	金額
事業内容					
計					
財源内訳	市補助金				
	自己資金				
	その他				
その他参考事項					

4 変更理由

5 添付書類（工事請負変更契約書の写し等その他市長が特に必要と認める書類）

別記様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

法人名

代表者氏名 様

長岡京市長

年度長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金事業変更承認書

年 月 日付けで申請のありました事業計画変更申請について、長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、承認しましたので通知します。

（あて先）長岡京市長

法人所在地

法人名

代表者名

年度長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金事業終了報告書

長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付要綱第8条に基づき、次の事業が完了したので、別紙関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業区分

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 補助事業が完了した施設の竣工写真又は設備の写真

(3) 収支決算書

(4) その他市長が特に必要と認める書類

別記様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

法人名
代表者氏名 様

長岡京市長

年度長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金について、額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 事業名称

2 運営法人

3 補助金額 金 _____ 円

4 条件

- (1) 国・府の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金並びに京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金関係法令及び要綱等を遵守すること。
- (2) 長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付要綱を遵守すること。

別記様式第7号（第10条関係）

長岡京市地域密着型サービス拠点等整備補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）長岡京市長

法人所在地

法人名

代表者名

金 _____ 円

ただし、地域密着型サービス拠点等整備補助金として

* 振込口座

金融機関名： _____

口座種類： _____

口座番号： _____

口座名義人： _____